

○飯塚市立小・中学校の野外活動の基準に関する要綱

平成18年3月26日

飯塚市教育委員会告示第4号

改正 H19-3、H25-3

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立学校管理規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第20号)第5条第2項の規定に基づき、飯塚市立小学校及び中学校が実施する野外活動(以下「活動」という。)の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(H25-3一改)

(活動の日数)

第2条 活動の日数は、日帰り又は1泊2日とする。

(引率教員数)

第3条 活動を引率する教員の数は、次に掲げる人数を標準とし、その数に端数が生じた場合は切り上げるものとする。

区分	引率教員数
小学校	学級数×1.8人+1人(1人は校長、養護教諭は学級数×1.8人に含む。)
中学校	学級数×1.5人+2人(校長・養護教諭)
小・中学校	1学校1学級の場合は3人(校長・養護教諭を含む。)
	特別支援学級を含む場合は、必要により協議する。

(H19-3一改)

(活動参加の児童・生徒)

第4条 活動に参加する児童・生徒は、原則として当該学年に在学する全員を対象とする。

(活動の目的地)

第5条 校長は、活動の目的地を決定するときは、次に掲げる事項を留意することとする。

- (1) 教育的価値
- (2) 保護者の経済的負担
- (3) 児童・生徒の健康・安全

(活動の計画立案・実施等)

第6条 校長は、活動の計画立案・実施に当たっては、教育的に有効適切であるとと

もに、保護者の経済的負担が過重にならないよう配慮しなければならない。また、参加する児童・生徒の健康・安全について十分に留意しなければならない。

(宿泊を伴う活動の承認等)

第7条 校長は、宿泊を伴う活動をするときは事前に飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議し、2週間前までに野外活動認可申請書及び野外活動計画書を教育委員会に提出し、承認を得なければならない。また、活動実施後は、2週間以内に野外活動実施報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月14日 教委告示第3号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日 教委告示第3号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。